生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「就労定着支援」の「都道府県合計」、「児童発達支援」の「都道府県合計」及び「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［34　略］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「児童発達支援」の「都道府県合計」及び「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［34　同上］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。